

〔改善措置状況〕

障がいのある学生への支援

国立大学等が受験負担の軽減や情報提供を充実

-本格的受験シーズンを前に-

総務省四国行政評価支局（局長：安原英樹）は、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）が国立大学等を受験する際の負担軽減策や修学支援策の充実を求める行政相談を受け、民間有識者で構成する四国地域行政苦情救済推進会議（座長：土田哲也香川大学名誉教授）の意見を踏まえ、四国内の全ての国立大学（5校）及び国立高等専門学校（5校）に対し、障がい学生の受験負担の軽減等を図るようあっせん（通知）した結果、以下のとおりの改善が図られました。

- ① 障がい学生が受験方法の配慮（別室受験、補聴器の使用等）を申し出た際、医師の診断書（有料）の提出を求めていた全ての大学等（5校）で、障がい者手帳や出身高校等の意見等を診断書の代替とするなどの負担軽減策を講ずることとなった。

※ 今年度の入試（既に実施済みを除く。）から適用。事前相談を検討している受験者は、志望する大学等にあらかじめ照会することをお勧めします。

- ② 障がい学生の受入れに関する専門的・総合的な部署のなかった全ての大学等（6校）で、当該部署を設置することとなった。
- ③ 災害等対応マニュアルに障がい学生の安否確認や避難方法等を具体的に記載していなかった全ての大学等（9校）で、当該事項を明記することとなった。
- ④ ホームページに障がい学生への支援情報（バリアフリーマップ、入学後の支援体制等）を掲載していなかった大学等（7校）で当該情報を掲載することとなり、また、他の大学（3校）では掲載内容を充実させるなど、全ての大学等（10校）で改善策を講ずることとなった。

【本件の連絡先】

総務省四国行政評価支局

首席行政相談官室 荒木和久、金子真一

電話：087-831-9204

〒760-0068 高松市松島町1-17-33

高松第2地方合同庁舎4階

例えば、このような改善事例があります！


【障がい学生への支援情報の提供の充実】

ホームページにバリアフリーマップを掲載（愛媛大学）

愛媛大学バリアフリー推進室へようこそ！

愛媛大学

教育学生支援部
学生生活支援課
バリアフリー推進室



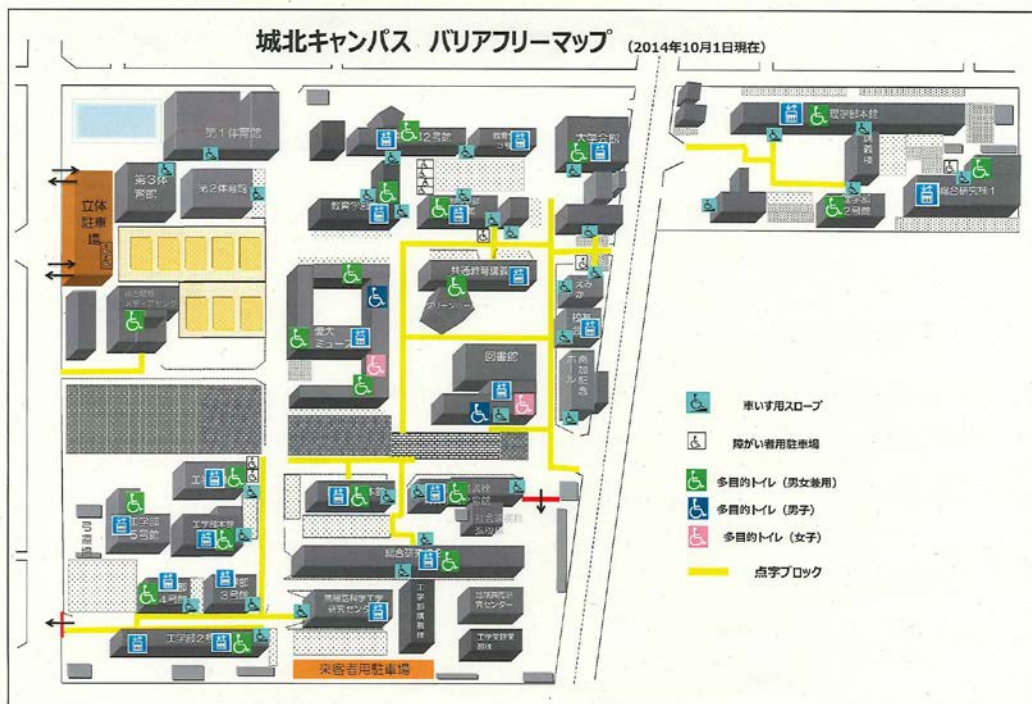
バリアフリー推進室ホームページへようこそ

愛媛大学では、身体に障がいのある学生の皆さんをサポートするために、「障がい者修学支援委員会」「バリアフリー推進室」を設置し、身体に障がいのある学生への支援について全学的に取り組んでいます。

最新情報
最新情報(Facebook)
最新情報はバリアフリー推進室のFacebookページで公開しています。

バリアフリーマップ
現在障がい学生支援ボランティア(CBP)のみなさんの力を借りてバリアフリー調査を行っています。
●愛媛大学バリアフリーマップ(PDF版 最新のアクセラトリーダーをご覧ください)
今後に向けてより詳細情報を提供できるように、現在調査を進めています。

障がい学生の受け入れに関する情報
●過去5年間の愛媛大学に在籍していた障がい学生数(PDF版 最新のアクセラトリーダーをご覧ください)



【説明】

1 経緯

- ◆ 平成 26 年 6 月、四国行政評価支局が以下の 2 件の行政相談を受付
 - 障がい者が国立大学等を受験する場合、願書を出す前に受験方法等について事前相談できるが、事前相談の段階で診断書を提出させることに納得できない。
 - 障がいがある私の子供は大学進学を希望しているが、大学によって障がい者支援にバラつきがあるように思う。障がい者が支障なく学べるよう支援策を充実させてほしい。
- ◆ 平成 26 年 11 月 6 日、当局が、四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、四国内の全ての国立大学及び国立高等専門学校（計 10 校）に対し、改善策をあっせん（通知）
- ◆ 平成 26 年 12 月 8 日までに、全ての大学等から改善策を講ずる旨の回答

2 障がい学生数の推移

（全国）

- ◆ 障がい学生の在籍数は、年々増加し、平成 17 年度は 5,444 人であったものが 25 年度には 13,449 人と、約 2.5 倍に増加
- ◆ 全ての障がい種別で増加。特に、発達障がい、病弱・虚弱、その他（知的障がい、精神障がい、精神疾患等）の増加が顕著（別冊資料 1 及び資料 2）

（四国内の国立大学及び国立高等専門学校）

- ◆ 当局の調査対象
四国内の全ての国立大学 5 校（香川大学、鳴門教育大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学）及び国立高等専門学校 5 校（香川高等専門学校、阿南工業高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校、高知工業高等専門学校）
- ◆ 調査対象 10 校における障がい学生数の推移
平成 21 年度は 10 校合計 36 人であったものが 26 年度は 85 人と、約 2.4 倍に増加。特に、発達障がいや病弱・虚弱の増加が顕著であるなど、全国と同じ傾向
(別冊資料 3)

3 大学等の障がい学生の支援に関する制度等の概要

障害者の権利に関する条約（平成 26 年 2 月 19 日発効）をはじめ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）や発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）における規定に加え、平成 28 年 4 月からは合理的配慮を大学等に義務付ける、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が施行予定であるなど、大学等における障がい学生の受入支援や修学支援の重要性が一層増加（別冊資料 4）

【大学等に求められる障がい学生支援の例：障害者基本計画】

- ◆ 施設のバリアフリー化を推進
- ◆ 大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進
- ◆ 入試における配慮の内容、学生に対する支援内容、支援体制等の情報公開を促進
- ◆ 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置等支援体制の整備

4 当局のあっせんに対する改善措置状況

(1) 受験方法の配慮に関する事前相談時の診断書の提出

- ◆ 多くの大学等で、障がい学生が入学試験の受験及び修学の際に配慮（別室受験、補聴器の使用、車いすの使用など）を必要とする場合、出願に先立ち、障がい学生から大学等に事前相談できる制度あり。

申込みの方法は、障がいの種類・程度や受験の際に配慮が必要とされる事項等を記載した申込書に、診断書等を添付させるとしている例が多い。

【各大学等における診断書の提出の現状】

- 事前相談時に診断書の提出を前提としているものが5校あり。このうち3校は、診断書の写しではなく、原本を求めている。

事項	学校数	該当する学校名
診断書の提出を求めているもの	5	香川大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、高知高専
（診断書の原本を求めているもの）	（3）	（愛媛大学、高知大学、高知高専）



【当局のあっせん事項】

あっせん事項	対象となる学校名
受験方法の配慮に関する事前相談時の診断書の提出については、以下のとおり、障がい学生の受験負担の軽減を図ること。	
① 診断書の提出を前提とするのではなく、障がい者手帳や高等学校等の意見等を診断書の代替として個別に検討すること。	香川大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、高知高専（5校）
② やむを得ず、診断書が必要な場合にあっても、診断書の写しを可能とすること。	愛媛大学、高知大学、高知高専（3校）



【大学等の改善措置状況】

改善措置状況	対象となる学校名
① あっせんの対象となった全ての大学等（5校）で、診断書の提出を不要とすること、又は、診断書の提出を前提とせず、障がい者手帳や高等学校等の意見等を診断書の代替として個別事案ごとに検討すること等の改善措置が講じられた。	香川大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、高知高専（5校）
② あっせんの対象となった全ての大学等（3校）で、やむを得ず、診断書を提出させる場合でも診断書の写し（原本の返却を含む。）が可能となった。	愛媛大学、高知大学、高知高専（3校）

※ 上記の措置は、今年度の入試（既に実施済みを除く。）から適用されることから、事前相談を検討している受験者は、あらかじめ志望する大学等に照会することをお勧めします。

(2) 障がい学生を支援する専門的・総合的な部署の設置

- ◆ 障がい学生等の利便性の面等から、相談窓口の統一や支援担当部署の設置、専門性のある支援体制の確保が重要

【各大学等における専門的・総合的な部署の設置の現状】

- 障がい学生の受入れに関する専門的・総合的な部署を設置していると認められないものが6校あり
(香川大学、鳴門教育大学、徳島大学、香川高専、阿南高専、弓削高専)



【当局のあっせん事項】

障がい学生を支援する専門的・総合的な部署を設置するなどの体制整備を検討すること。



【大学等の改善措置状況】

あっせんの対象となった全ての大学等（6校）で、障がい学生を支援する専門的・総合的な部署を設置することとなった。

(3) 災害等対応マニュアルにおける障がい学生への支援の明記

- ◆ 四国地方が、南海地震等の大規模な災害が発生するおそれがあることを踏まえると、避難等に困難を要する障がい学生に対し、災害発生時にどのように対応（配慮）するかを事前に決めておくことが重要

【各大学等のマニュアルの現状】

- 災害等対応マニュアルに障がい学生への支援（安否確認、避難方法等）を具体的に記載していないものが9校あり
(愛媛大学以外の大学等)



【当局のあっせん事項】

災害等対応マニュアルに障がい学生への支援策を具体的に明記すること。



【大学等の改善措置状況】

あっせんの対象となった全ての大学等（9校）で、災害等対応マニュアルに障がい学生への支援策を具体的に明記することとなった。

(4) 障がい学生への支援情報の提供等

- ◆ 大学等進学希望者や学内の障がい学生に対し、大学等全体としての受入姿勢・方針を示すことが重要

【各大学等のホームページによる情報提供の現状】

- 全ての大学等で改善が必要

入試における配慮内容等全ての項目を記載しているのは香川大学のみ（ただし、掲載が不十分な項目あり）。いずれの項目も掲載していないものが7校あり

区分	学校名	障害者基本計画で定める事項の掲載状況				掲載場所の分かりやすさ（サイトマップ等）
		入試における配慮の内容	施設のバリアフリーマップ	学生への支援内容、支援体制	障がい学生の受入実績等	
国立大学	香川大学	△	○	△	△	△
	鳴門教育大学	—	—	—	—	—
	徳島大学	—	—	—	—	—
	愛媛大学	—	—	○	—	○
	高知大学	—	○	△	○	—
高等専門学校	香川高専	—	—	—	—	—
	阿南高専	—	—	—	—	—
	新居浜高専	—	—	—	—	—
	弓削高専	—	—	—	—	—
	高知高専	—	—	—	—	—

※ 「○」はおおむね掲載あり、「△」は掲載が不十分、「—」は掲載なしを示す。
 なお、「掲載場所の分かりやすさ（サイトマップ等）」欄は、トップページ又はサイトマップの第1階層における障がい学生支援情報の掲載状況で評価した。



【当局のあっせん事項】

大学等のホームページで障がい学生への支援情報を提供（又は情報内容の充実）するなど、自校の障がい学生の受入姿勢・方針を正確に伝えるための措置を講ずること。



【大学等の改善措置状況】

- ホームページで障がい学生への支援情報を提供していなかった大学等（7校）では、ホームページに当該情報を掲載することとなった。
 （鳴門教育大学、徳島大学、香川高専、阿南高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専）
- ホームページで障がい学生への支援情報を提供していた大学（3校）でも、障害者基本計画で定める事項を全て掲載するなど、その内容を充実させた。
 （香川大学、愛媛大学、高知大学）

四国地域行政苦情救済推進会議

民間有識者の意見を踏まえ、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的とする。

座長 土田 哲也 香川大学名誉教授 (座長以外 50 音順)
 委員 泉 隆治 徳島行政相談委員協議会会長
 委員 泉川 誉夫 四国新聞社執行役員広告局長
 委員 公受 弘充 四国経済連合会常務理事
 委員 兼間 道子 日本ケアシステム協会会長